

平成30年6月定例会 常任委員会

商労文教委員会

| | |
|--------|---|
| 委員長名 | 矢島義謙 |
| 委員会開催日 | 平成30年7月2日(月)、3日(火) |
| 所属委員 | 〔副委員長〕坂本竜太郎 〔委員〕 大場秀樹 矢吹貢一 紺野長人 西山尚利 神山悦子 斎藤健治 西丸武進 |



矢島義謙委員長

(1) 知事提出議案：可 決…6件

：承認…1件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

：否 決…2件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

(3) 請 願：不採択…2件

[※請願はこちら](#)

(7月 2日 (月) 企業局)

神山悦子委員

実行計画についてである。2月定例会でもいろいろと議論したが、地域開発事業について廃止の方向とすることを決定した。現時点での企業の進出状況と、今年度の見通しを聞く。

販売推進担当課長

未分譲地に対する企業進出についての今年度の見通しだが、新白河ビジネスパークは5月と6月に1件ずつ分譲し、残りが2区画、1.7haである。その2区画については現在引き合いがあり、白河市とともに企業訪問等を実施している。できるだけ早期の販売に向けて取り組んでいく。

いわき四倉中核工業団地の第2期区域は3月に造成が終了し、現在3区画にそれぞれ引き合いがある。各企業は津波補助金を受けての立地を検討しているため、いわき市及び商工労働部と連携して補助金について助言をしながら、企業訪問及び現地案内を行い販売につなげていきたい。

神山悦子委員

企業の業種は何か。

販売推進担当課長

いわき四倉中核工業団地については現在再生可能エネルギー関係及び輸送用機械関係企業の5企業から引き合いがある。新白河ビジネスパークについては現在立地しているワイヤーハーネス製造企業で業務拡張の動きがあることから、白河市と連携して商談を進めている。

紺野長人委員

地域開発事業は平成32年度で終了する考え方でよいのか。一般会計からの繰り入れが5年間だとすると34年度までとなり、2年間のずれが生じるが、どうか。

経営・販売課長

先ほどの局長説明のとおり、地域開発事業については企業局事業見直し実行計画で、復興・創生期間が終了する平成32年度をめどに事業を廃止する方向で具体的な検討を進める。今年度早々に総務部と今後の進め方について協議に入った。

一般会計の繰り入れは今のところ30～36年度を予定している。地域開発事業廃止後も残るのではないかと指摘だが、残った企業債の償還についても、関係部局との協議の中で、引き続き一般会計の繰り入れを受けながら着実に償還を進めていきたい。

（ 7月 2日（月） 商工労働部）

神山悦子委員

商6ページの専決処分の関係で、企業立地促進費の減額の理由を再度聞く。

企業立地課長

ふくしま産業復興企業立地支援事業の減額の内容だが、県単事業であるふくしま産業復興企業立地補助金に関する工場建設において、工程の見直しや機器の納入おくれなどにより、完了時期が今年度以降にずれ込んだことに伴い補助対象費が減額となった。今年度減額になった分は一旦基金に戻し、事業完了に応じて支払っていく。

神山悦子委員

どういった関連の企業で今年度のいつごろ達成できる見込みか。

企業立地課長

企業は県内のほぼ全域にわたっている。昨年度末で23件が未完了となり減額した。完了検査を実施したところ補助対象外の経費が散見されるなど、減額の幅については大から小まで多岐にわたっている。

神山悦子委員

見通しは大丈夫か。

企業立地課長

今年度にずれ込んだものについては、事業者に対して毎年6～7月に進捗状況を確認している。おくれが著しく目立つ事業者については、企業訪問を実施したり、来庁を求めるなどして進捗を早めるよう手配している。

神山悦子委員

企業訪問等を行うとのことなので、着実に進めると同時に、うまくいかない企業についてはそれなりの対応を願う。

商11ページのロボットテストフィールド条例について聞く。初めてロボットテストフィールド関係の条例が提出された。公の施設として設置するための条例とのことである。商14ページ以降に基本使用料の設定などがあり、これはロボットテストフィールド事業の一部だと思うが、もう少し詳しく説明願う。

ロボット産業推進室長

条例の使用料は商14ページの別表に記載している。この別表の施設は試験棟ほか3つの施設である。商12ページ、第3条に項目があるが、ロボットテストフィールド全体は18の施設で成り立っており、今回はそのうちの4つについて料金を定める。

神山悦子委員

18施設のうち4施設とのことであり、この4施設がメインになると思う。後に建設し料金を定める施設と比べて、この4施設の収入割合が高いと思うが、全体から見て使用料収入はどのくらいの割合になるのか。

ロボット産業推進室長

割合を数字で示すことはなかなか難しいが、研究棟は施設の顔になる部分であり、本館の機能を兼ねる部分なので、この収入が大きな部分を占めてくるかと思う。

神山悦子委員

施設を全て整備すると全体で158億円とのことであり、まだ1割程度だと事前に聞いていた。

指定管理者が決まるまでは県が管理することだが、詳しく聞く。また、指定管理者はいつ決めるのか。

ロボット産業推進室長

商14ページ、附則第2項で第5条の規定にかかわらず、ロボットテストフィールドについては、平成31年3月31日までの間で指定管理者を指定するまでは知事が直接管理を行うと記載している。今年度は県が直接管理し、それ以降は指定管理者に管理させたい。県の管理の考え方が、今年度正式に開所して直接管理しなければいけない対象物件は非常に少なく、通信棟、試験用のプラント及び試験準備棟の3つがメインである。本館については研究棟が非常に大きな建物だが、開所は来年度を想定している。研究棟の管理については、来年度に指定管理者に担わせる予定である。

神山悦子委員

ロボットテストフィールドの姿がだんだんあらわれてくる。この施設が雇用を生み出すものではないだろうし、復興であれば、県が公の施設として設置するよりは、企業が主体のほうがイノベーション・コスト構想に絡める形となり、よいのではないか。経費も含めて非常にいろいろと疑問があるが、この施設そのものは是非は別にして、どのくらい雇用や収益を見込んでいるのか。ここで働く人はどういった身分になるのか。

ロボット産業推進室長

ロボットテストフィールドでの直接雇用について、現在工事の設計を進めながらこの業務に何人必要かを検討中だが、おおむね20人を大きく上回ることはないと考えている。もちろん10年後、20年後にロボットテストフィールド業務が大きくなればそれに応じてふやしていくこともあるが、当初については20人を大きく超えることはない想定している。

地域の雇用については、震災前の浜通りはもともとロボット産業がない地域だったので、これから新しくロボット産業に参入することになる。ロボットテストフィールドがそのための牽引役になっていくことを目指している。新しい産業となると新しい人が必要になってくるので、地域の企業には、ロボット産業に参入するための新しい要員を雇ってもらうことを考えている。

神山悦子委員

この議論は今後も続くと思うのでこれくらいにするが、新しい産業として地元中小企業、県内企業も含めてどうしていくかは非常に大変だと思う。本県のみならず他県でもロボット産業を振興している。議案に上げて条例をつくり、公の施設として指定管理者も置くことについて、運営上大変なのかはよくわからないが、どうなっていくのかは注視していきたい。地元の中小企業まで含めて、どうつなげていくのかをぜひ内部でもよく検討して示してもらいたい。

なぜかといえば、5月に聞いた話では昨年度は廃業が多く、避難区域が解除された商工会では浪江町と南相馬市小高区だけでも会員が100人も減った。次の産業等いろいろと考えているかもしれないが、地元の中小企業が新しい産業にどう結びつくかは、県の支援がなければなかなか大変である。これは一つの産業にすぎないと思うし、その他の産業、再生可能エネルギー産業等はもちろんあるが、そういったところにきちんと目配り願う。

紺野長人委員

ロボットテストフィールドについて、設置及び準備段階は、国からの原子力災害等復興基金で賄ってきたと思うが、先ほど説明のあった使用料等でその後の運営費を十分に賄っていくことができるのか。収入で賄い切れない部分について、国からの基金が継続的に投入されていくのか。国からの復興基金が枯渇した場合には、県の一般財源を充てることになるのか。

ロボット産業推進室長

使用料はロボットテストフィールドの運営費として活用する。国からの予算についてだが、基金ではなく毎年運営費として県から要望を出し、国で予算を獲得していく流れなので、ロボットテストフィールドでは基金が枯渇することはない。運営費については、ロボットテストフィールドの運営が安定するまでの当分の間は、国が要求していくと経済産業省と本県の間で協定を締結しており、その協定に基づいて毎年度運営が安定するまでの間要求していく。

紺野長人委員

議事録は残るため心配はないと思うが、平成32年度以降も運営費の不足分は国が責任を持つことを確認しておく。

ロボット産業推進室長

先ほど国からの運営費について当面の間と述べたが、これは具体的に期間が決まっているわけではない。県のスタンスとしても、復興期間の終了をもって復興が全て終わったわけではないと表現しているので、必要があれば復興期間以降も毎年度要望活動をしていく。

ロボットテストフィールドの収益全体の話だが、これは公的な研究機関であり、研究支援、産業振興及び地元企業育成といった役目を担っている。正直に述べるとこういった事業は使用料の収入だけではなかなか賄っていけるものではない。他県の公的な研究試験施設を見ても、程度の差はあるが使用料で支出を補うのみならず、拠点の成果や有用性を説明した上で国や自治体の事業を受託したり、支援を受けながら運営している。ロボットテストフィールドとしても、最終的には他県の公的な研究施設と同様に、その成果を説明し国や自治体の支援を受けながら運営していく。

紺野長人委員

この事業の担当にとっては大変重要で継続が必要な事業となると思うが、県全体の財政を見て、その中でこの事業はどうかと考えると、このほかにも、医療関係や復興関係でいろいろな事業が始まっている。そういったものについて全て一般財源からの支出が求められたときに、本当に本県は将来大丈夫なのかといった視点や一つ一つの事業と全体の財源のバランスを考える視点は必要だと思う。この事業が一般財源をむしばむことのないように、しっかりしたものとするよう願う。

神山悦子委員

紺野委員への答弁で、各県の公的施設と同じようにというのは、ロボット産業関連施設との比較か、それとも普通の公的施設との比較か。

ロボット産業推進室長

先ほど述べたのは他県の研究支援を行う公的施設である。

神山悦子委員

商22ページの動産の取得である。ロボットテストフィールド自体が全国にない施設なので、風洞試験の装置をつくるには特殊な技術が必要だと思った。相手方は記載のとおりとなったが、これは一般競争入札か。また、落札率を聞く。

ロボット産業推進室長

これは一般競争入札であり、参加した企業は4社であった。大変申しわけないが要求価格と予定価格がわかってしまうので、落札率は非公表としている。

(「それはない。委員長、きちんと答えさせろ。」との声あり)

矢島義謙委員長

質問に沿って答弁願う。

ロボット産業推進室長

失礼した。

取得価格は2億4,700万円程度である。落札率については今計算していないので、大まかで恐縮だが8割程度である。

風洞装置一式の落札率について質問があったが、これは示せるものであった。落札率は80.5%である。

私の見識違いであった。大変申しわけない。

西丸武進委員

商6ページの中小企業制度資金貸付金である。これは当初予算では約750億円で計上されている。説明欄は3つに分かれており、その1つがふくしま復興特別資金である。

これが43億5,300万円の減額となっているが、数字を整理するとどうも合わない。私の計算の仕方が間違いなのか、それとも何か要因があるのかを確認したい。当初予算と補正予算を合計すると累計が715億2,572万円とならないとおかしい。

この資料では、634億9,089万円になっているが、どういった計算をしたのか。

経営金融課長

累計額の634億9,089万9,000円の数字の根拠の件と思うが、当初予算での預託額は777億4,600万円で計上しており、2月補正で減額したので675億3,100万円となった。今回43億5,300万円補正したので、貸付額の累計額が634億9,089万9,000円となった。

西丸武進委員

2月定例会の予算説明資料では中小企業制度資金貸付金が266億円で、中小企業制度資金事務経費が57万2,000円、そしてふくしま復興特別資金が492億2,100万円、これらを全て足すと758億7,357万円となる。ここから今回の分を減額すると、715億2,057万2,000円になるのではないかと思うが、どうか。

経営金融課長

今回専決処分したふくしま復興特別資金のほかにも制度資金があり、2月補正後の金額から今回専決処分した43億5,300万円を減額すると、ふくしま復興特別資金も含めた制度資金全体の専決処分後の累計額は634億9,089万9,000円となる。

神山悦子委員

被災地域の中小企業の関係で聞く。さきにロボットテストフィールドの質問の関係で、浪江町と南相馬市小高区の商工会連合会員が100人減ったと述べた。改めて確認したらこれは1年間の数字である。つまり昨年4月とことしの4月で比較すると100人減ったということである。事業再開率は少し戻ってきているが、浪江町は49.1%、南相馬市小高区は65.7%と非常に大変な状況で、昨年よりも少しは伸びているが、4割台及び7割未満である。会員は減っており再開もできないといった状況が今も同じである。特に中小企業や商店といった商工会にかかわる事業所がまだまだ回復どころかその兆しもない。

商工労働部で再生可能エネルギーも扱っているが、再生可能エネルギーについて浜通り地域も含めて中小企業向けの方向性がまだ余り見えてこない。前から我々は本会議でも述べているが、地域主導型や地産地消型といった形で本当にもっと地元の企業と密着して進めてほしい。新しい産業も含めて特に被災地域をどう再建していくかを考えると、何を提案していけばよいかを県が示すことが必要だと思うが、どうか。

産業創出課長

再生可能エネルギーの分野から見た中小企業の参入であるが、本県は再生可能エネルギーの育成・集積に向けてさまざまな取り組みを進めており、地元企業の参入は非常に重要と考えている。このために企業間のネットワークの構築を中心に担うエネルギー・エージェンシーふくしまという組織を昨年立ち上げて、中小企業に対して積極的に足を運び、技術開発支援をしている。だんだんとその取り組みの効果が始まっている。例えば風力分野へ参入するいわきの中小企業もふえてきたため、そういった取り組みを進めることで、中小企業の参入を推進していく。

神山悦子委員

風力発電は大型だと大変問題があるが、ずっと小型でハイブリッドのものもある。太陽光発電は全ての住宅の屋根につけたら相当の電力も発出できるし、それほど大変ではない。エネルギー課も取り組んでいると思うが、県全体、産業面からももっとわかりやすい仕組みを具体的に示し、自分も参入してみようかというところまで持っていかなければならない。

再生可能エネルギー100%と言っても、今のところは外国資本や大手も多く、いろいろな問題も残している。本会議で述べたが、長野県飯田市のような方向で取り組んでいる例もある。長野県だけではなく、本県がまさに先駆けの地を目指すのであれば、再生可能エネルギーに中小企業がこれだけ参入できた、目に見える地域になったということが必要だと思った。そのあたりを今年度ももっと具体的に示してもらいたいが、どうか。

産業創出課長

委員指摘のとおり、中小企業が自分たちも参加できそうだと考えるように見える化は非常に重要だと思っている。先ほど述べたとおり、さまざまな支援を通して中小企業の参入部分についてだんだん見え始めているので、そういった事例を一つ一つつくり上げながら、これなら参入できるといった参考事例を整え、中小企業の参入に努めていく。

紺野長人委員

部長説明要旨の2ページで全部で6つの補助金事業の記載があるが、こうした企業関係の補助金は基本的に平成32年度で一定程度終結するのか、それともそれ以降も継続するのか。そして継続するとすれば、財源をどのように構成していくのか。まだ見えない部分もあるかと思うが、わかる範囲で聞く。

経営金融課長

我々が所管している復興のための企業向け補助金は、国から毎年度交付を受けているものや基金を造成しているもの等さまざまな仕組みがある。基本的には国の復興特別会計からの支援を受けているので、スキームとして平成32年度までと既に決まっている。国では今後の仕組みについて示していないが、一方で、被災した地域、特に帰還困難地域等については厳しい状況が続いており、企業の再開、帰還しての事業再開等については32年度以降も厳しい状況が続くのではないかと考えている。県では国に対し今年度の政府要望でも引き続きそういった要望をしてきたし、今後も地域の実情をよく理解してもらうよう強く求めていく。

神山悦子委員

観光面で聞く。先ほど説明があったとおりこれもなかなか厳しい。教育旅行へのバス代の補助は結構有効だと思っており、南会津方面に視察した際には、それを利用している客が多いと聞いた。それは評価できるが、全体として観光業は厳しい。例えば二本松市の入湯税は6～7割程度しか回復しておらず、各温泉地でもそういったことがある。中通りでも以前の状況には戻っていない。観光は国を挙げて取り組んでおり、県でもいろいろな施策を行っていることはわかる。しかし本当に実効あるものにするには、風評被害対策といった漠然としたものよりは、教育旅行のように本県に来て知ってもらい、一緒に取り組むことが必要である。見て、来てとよく言うが、その支援がなければ本当の理解もしてもらえないし、次につながらない。

観光面でのさまざまな施策を考えていると思うが、オリンピックまでとにならないようにするために、今年度以降はどうつなげていくのか。

観光交流課長

観光面での交流人口拡大等に向けた取り組みは、現在4つの柱で取り組んでいる。

1つ目の柱は国内観光の振興である。委員指摘の温泉地であればリピーター創出に向けて、地域の観光協会や温泉組合等と一緒に活動している。また、年間を通した誘客を目指し秋冬キャンペーンにも力を入れており、県内で広域に周遊してもらうよう、花あるいは酒蔵をテーマにした広域周遊なども企画している。

2つ目の柱は教育旅行の再生である。委員指摘のバス代への補助を行うとともに、首都圏の学校への粘り強いキャラバンなども実施している。

3つ目の柱はホープツーリズムの確立である。複合災害を受けた本県でしかできないスタディーツアーとして、浜通りへの交流人口拡大を目指し、ツーリズムの確立に現在取り組んでいる。

4つ目の柱はインバウンドの振興である。現在、台湾、ベトナム、タイ等を重点地域として、海外の方々の共感を得ら

れる情報発信や現地でのプロモーション活動を展開している。

この財源については復興予算の支援を得て、東北観光復興交付金等を活用してインバウンドや県内の観光振興に取り組んでいる。先月の政府要望でも、平成31年度の予算確保に向けて、知事を先頭に国に要望してきた。引き続き、県内の観光の実情を丁寧に国等に説明しながら、来年度以降の予算確保に努めていきたい。

西山尚利委員

人事異動があったので改めて聞く。

5月に委員会で県内調査を行った。さまざまな調査をする中で、すばらしい製造関係の企業があることを改めて実感した。また、企業立地補助金等で、すばらしい企業が本県に来ていることも現実である。

先ほどロボットの件でも課長から答弁があったが、マッチングとの言葉が出てきた。県内企業のすばらしい技術とそれを求める県内の企業、あるいは県外、世界の企業のマッチングをいかに行っていくかは、これからの県内経済の成長において非常に重要である。また、少し話が出ていたが人材育成について、子供たちのモチベーションについても大きなものがあるのではないかと。企業のマッチングにこれからはしっかりと取り組んでもらいたいが、どうか。

産業創出課長

委員指摘のとおりマッチングは非常に重要だと考えている。これまでも展示会等でいろいろなマッチングをしてきたが、特に今年度はイノベーション・コースト構想の推進機構ができた。その機構に対して補助している。実用化開発など県で事業化に向けたさまざまな取り組みを支援しているが、もう一歩で事業化されるところまで来ている企業もある。そういった企業については機構を活用して、経営コンサルタントが1つの企業に張りついて伴走、支援を行う。もちろん中には技術を欲しがっている企業に対して紹介をするといった内容も含まれている。そういった取り組みを通じてぜひマッチングさせて、産業の育成集積に努めていきたい。

(7月 3日 (火) 労働委員会事務局)

神山悦子委員

集团的労使関係及び個別的労使関係の調整事件の内容を聞く。また、被申請者の応諾を得られなかったことが共通しているが、詳しく説明願う。

次長兼審査調整課長

まず、集团的労使関係調整事件についてである。これは金融保険業を営む企業に対して労働者団体からの申請があった件であり、組合員の解雇の撤回を求める事案である。この事件については、数年前から組合と使用者側との間で訴訟に発展する事案が継続しており、今回、調整に上がっている事件についてもその関連である。使用者側としてはかなり込み入った状況であり、調整以外の解決方法での決着を求めているために、労働委員会の調整については応諾を得られなかった。

個別的労使関係調整事件は2件ある。

1件目は有給休暇分の賃金の支払いを求めるもので、退職までに使わなかった有給休暇の買い取りを求めるものであった。使用者側としては買い取りの義務はないので、応諾に至らなかった。

2件目は退職時の不当な扱いと労働するに当たっての安全配慮義務が欠けていたとして会社を相手として申請が上がったものである。退職の取り扱いについて本人は会社側の都合と主張しているが、会社は本人に十分確認した上で、自己都合での退職の理解であった。そういったことでなかなか調整ができず、応諾を得ることはできなかった。

神山悦子委員

応諾を得られなかったので、調整を打ち切ったのか。

次長兼審査調整課長

労働委員会の役割としては双方の歩み寄りによる決着を目指す、そこに至らなかったので不応諾の形での決着となる。

神山悦子委員

今年度の労働相談の特徴を聞く。5月末までに74件の相談があったとのことだが、こういった種類の相談か。

次長兼審査調整課長

内容としては、賃金の未払い、パワハラ、嫌がらせ等の人間関係に関する相談、退職に関する相談、長時間労働、時間外労働に関する相談が多い。

神山悦子委員

昨年あたりから有期雇用者の無期転換ルールがいろいろと問題になっているので、今もそのあたりの相談があるのかと思った。公的機関や大学等でもいろいろと話はあったかと思うが、このことについての相談はあったのか。無期転換ルールの問題はまだまだ続くと思うので、考え方もあわせて聞く。

次長兼審査調整課長

無期転換ルールの制度がスタートしたことによる相談は、現在労働委員会事務局には寄せられていない。

そういった相談があった場合にはきちんと対応できるように、職員間の知識の共有を目指し、研修等を踏まえて対応できるよう備えている。

神山悦子委員

相変わらず福島労働局にも除染労働者や原発労働者の相談があり、違反件数も多いようである。このあたりに関して、労働委員会としての対応状況はどうか。

次長兼審査調整課長

今年度における除染関係労働者からの相談は、先ほど述べた74件のうち1件である。内容としては、帰還困難区域の警備業務に従事した方からの雇いどめに関する相談であった。

労働局には多くの除染関係労働者の相談があるようだが、当委員会は労働基準監督署が持っているような指導権限がないこともあり、相談数は少ない。

神山悦子委員

除染事業そのものは減ってきているが、高い線量や帰還困難区域での除染などがいろいろと残っている。そのあたりについて労働者の権利を守る立場で厳しく見てもらいたい。目的が違うかもしれないが、いろいろなワークルールや出前講座も行っている。法令違反をしないようにまだまだ監視は必要だと思うので対応願う。

(7月 3日 (火) 教育庁)

神山悦子委員

最後に説明があった議案第33号の損害賠償額の決定及び和解の件である。

50対50で同等とのことだが、生徒本人にけがはなかったのか。高次脳機能障害は寝たきりになるといった相当な状態かと思ったが、この対応について考え方はあるのか。また、損害保険の内容について何の金で手当てして、県の負担分が200万円となったのか。この部分は聞き取りにくかったので、再度説明願う。

高校教育課長

まず、生徒は白河旭高等学校の当時2学年の生徒だったが、けがはなかった。

次に、相手側の西村勇人氏の高次脳機能障害については、現在おおむね日常生活を送れる状態であり、もとの職場の建築業に復帰できたと聞いている。損害賠償の等級としては、高次脳機能障害、後遺障害等級第9級と認定されている。

保険であるが都道府県立学校管理者賠償責任保険であり、都道府県教育委員会連合会が事務取扱を行っている。この保険の免責額が200万円なので、この免責額が県の負担となり残りはこの保険から支払われる。

神山悦子委員

きのうは暑い中、福島工業高校と視覚支援学校のブロック塀の現地調査を案内してもらったが、県が目視した数を改めて聞く。また、先ほどの教育長の説明では法の基準に適合していない県立学校が19校、市町村の学校については85校とのことだが、これはあくまでも目視での確認数か。さらに今後の対策について聞く。

施設財産室長

まず、県立学校の緊急点検の状況であるが、学校の事務職員が主に目視やメジャーを使って確認した。ブロック塀が設置されている学校が97校のうち56校であった。ぐらつきや傾斜があつて、緊急に対応が必要と思われる学校が6校、ひび割れなどが見受けられ、修繕が必要と思われる学校が19校、構造上、現在の基準に合致していない疑いのある学校が7校あった。特に問題がないと目視で確認されたものは現在24校である。

市町村についてだが、文部科学省の通知が6月19日にあり、それを市町村に連絡し、市町村からも目視等での確認状況の報告を受けている。市町村によっては、事務職員の目視だけではなく技術職員なども確認しているが、特に振り分けをせずにあくまで目視段階の報告を受けている。

県立学校に対する今後の対応だが、現在、早急に対応すべきと思われるぐらつきや傾斜がある学校については、撤去などを念頭に、早ければ7月中に着手する予定である。その他のひび割れ等があるもの、構造上問題があるもの、目視では安全であるものについても、これから専門的な調査をさらに行い、速やかに対応を整理する。

神山悦子委員

地震でブロック塀の被害が出ることについては、かつての宮城県沖地震を思い出したり、阪神・淡路大震災後にもいろいろと基準が変わったはずなのにとの思いである。きのう現地を見たが、特にプールの脇は相当高かった。もちろん周りの人家にもブロック塀があり、通学路の総点検が必要と改めて思った。

国が指示したことは非常に評価できるが、その財源をどうするのか。今までも都道府県、市町村も含めて、予算が窮屈なので改修ができなかった部分があると思う。緊急に対応する場合、専門家の派遣や改修について財源の手当てをどう考えているか。国に財源を求めるべきと思うが、どうか。

施設財産室長

まず県の財源だが、これまで特に国からの財源補填については明確なものがなく、当面既存の予算や財政当局との調整の上で、財源を確保していく予定である。

市町村については、一定以上の規模については国の補助制度に該当できる場合もあるが、最低限度として事業費が400万円を超えるものでなければならない等の要件がある。今後、県の財源や現行の市町村の補助制度の柔軟な取り扱いも含めて国に要望していく。

神山悦子委員

県内市町村、全国にも共通する問題である。大地震が発生しないことを祈っているが、そうでなくても現時点でこれだけの問題がある。早急な財源の対応も含めて、国に求めてほしいし、県の財政でも手当てしていくべきである。

斎藤健治委員

神山委員の質問はそのとおりだが、彼女は私から見れば素人である。私はこの件ではプロである。

きのう我々は委員会調査で2つの学校に行ってきた。そうしたら情けないことにきのうやっと危険表示を我々が見ている前で張っている。何をしているのか。先日自民党の部会及び政調会で執行部の説明があったので、私もはっきりと早急に取り組まなければならないと述べた。それにもかかわらずあのようないいかげんな仕事をしている。控え壁も3.5mごとでなければならないのに6mは離れている。これは商売人なら子供が見てもわかる。それを言われるまで直もしない。また、先日もプロにきちんと見てもらうよう述べた。教育委員会には専門職がないかもしれないが、県には土木部もある。そこに頼めば緊急事態だから幾らでも調べてもらえる。あなた方は生意気にも調べようともしていない。だからああいったことが起きている。

我々が政調会で述べたことをどう聞いていたのか。全然取り組んでいないではないか。おかしいと思わないのか。人の安全を何だと考えているのか。それも教育委員会で行っている仕事である。教育長、あなた方は子供の教育を真面目にしているのか聞きたくなる。

我々がやるべきだと言ったことをきちんとやっていない。学校は2つしか見ていないが、このようなことであれば危険箇所を全部見なくてはならない。素人の目で目視で確認したと言うが、あのようなことでは情けない。どう考えているのか。

施設財産室長

きのうの暑い中の調査については感謝する。なかなか詳しい説明ができずに申しわけなかった。

まず、専門的な調査についてだが、緊急対応が必要な6校については、教育庁に2名いる建築の専門職員が先週、具体的な調査をした。その結果をもとに撤去などの方針を固めている。それ以外の学校についても、これから建築の専門職員や他部局の応援、民間委託なども含めて進めていく。

次に、安全の表示について、きのうその場で作業していたとのことだった。調査の中で他の箇所についてテープで張ってあったものは見てもらえたと思うが、委員指摘の箇所もテープでは性質上剥がれやすいので、きのう改めて打ち込み作業をして表示していた。説明が行き届かず申しわけない。

斎藤健治委員

あのようなコンクリートにくぎを打つと、くぎが中まで入らないのでかえって危ない。くぎはいずれ出てきてしまう。やるならボルトできちんと締めないといけない。くぎで打つことを悪いと言っているわけではない。きちんと調査をしな

いからああいったことになる」と述べた。

神山委員からは予算がなければ国から得ればよいとの話があった。後から国に要求してもよいが、それは別の話である。緊急の場合は予備費もある。必要なことはやらなければならない。予算がないから、国の手当がないからなどは言いわけにはならない。あしたどこかきょうにでも手を打たなければならない。あるいはそこを歩かせないようにするしかない。きのう2カ所見ただけでもそういった状況である。危険性があるのが19校、緊急性があるのが6校あるとのことだが、このようなことでは全て調査しなければならない。予備費を使ってでも、何が何でもすぐ直す、あるいは壊さなければならない。ブロック塀でなくても、フェンスでもよい。わかりやすく言えば危なくないようにしなければならない。ただ、プールのように目隠しする必要があるものは危険でないものに設置がえするしかない。現地を見てきただけでも基準を超えている。あのような作業をしていて何も思わないことが不思議で仕方がない。

前に自民党の部会で緊急だと説明していたので、どのぐらいあるのか調べて対応してはどうかと述べたのに何もしていない。だから言わなくてはならない。きのう初めて見て言っているわけではない。国から事故が起きないようにとの通達があり、本県でも取り組むことになった。自民党の部会でも、わざわざ教育委員会の施設担当者呼んで、本当に大丈夫かと聞いた。それから何日もたったが、本会議が始まってもしまだに終わっていない。このようなとぼけた話はない。人の命がかかっている。

そして県立の建物だけではない。あの通学路を見ると石塀などがたくさんある。それも近隣の住民にこのブロック塀は危険だと知らせなくてはいけない。あるいは生徒にも通学路としては適さないのここは通るなどと注意しなくてはならない。県だけで進まないとなれば市にも頼まなければならない。そうすれば市は各集落にも相談する。県だけの交渉ではまともにならないかもしれない。実際にあらゆる手を尽くさなければならない。いまだに何もしないで県立の建物もあのようなことになっている。教育長が見たかどうかかわからないが、押すとぼこぼこするし倒れてもいる。

そのようなものをよく平気で置いておけると思う。教育長、あしたにでも撤去等を行うぐらいの気合いでなければ困る。施設財産室ではやる気がないようである。言葉だけで全く進んでいない。おかしいと思わないのか。

教育長

斎藤委員指摘のとおり、県立学校のブロック塀の関係については、きょうの常任委員会の前にも自民党から話があり、私も間接的にいろいろと聞いた。本会議でも答弁したとおり、これまでの点検が必ずしも十分ではない部分もあった。法の基準に合っているかどうかもあるが、それよりは現実に危険性があるかのほうが大事であるため、緊急に専門的な調査を入れるしかないと考える。

先ほどの予算の話もちろんあるが、これも緊急に総務部と調整している。予備費を使う可能性があることの了解も得ており、あとは着手するところまで来ている。

具体的な業者委託などにまだ至っていないところはやや遅くて申しわけないが、委員指摘の趣旨は我々もそのとおりだと思っているので、早急に着手できるように動いていきたい。また、国に対しても財源の手当ては求めていくが、委員指摘のとおり、国が金を出さないから着手しないとの話にはならない。これは部局調整費、予備費などを使いながら対応していく。その一方で全国的な課題でもあることから、国にも要望していく。早急にとの指摘を踏まえこういった姿勢で取り組んでいく。

神山悦子委員

県有建築物保全推進連絡会議の報告で県有施設におけるブロック塀の緊急点検の一覧表をもらったが、数字が合わない部分がある。教育総務課、財務課、社会教育課、文化財課、特別支援教育課の合計で調査施設数は188、そのうちブロック塀を有する施設は104、そして不適合劣化があった施設数は48との報告になっているが、先ほどの数字とは乖離がある。時点が違うのかもしれないが、この違いを聞く。

施設財産室長

県有施設全般についての集計状況だが、先ほど報告した県立学校の分は財務課の欄にある。そこに97校分が含まれている。それ以外は、総務課関係は教育センター、社会教育課関係は博物館、美術館及び社会教育施設である。文化財課関係は、出土品の保存処理施設が福島市渡利にあり、その1件である。財務課の学校以外のものについては教職員の公舎である。

神山悦子委員

財務課の中に県立高等学校の分が含まれるとのことだが、特別支援教育課は県立学校に入らないのか。1校調査箇所があるが、どうカウントしているのか。

施設財産室長

特別支援学校は財務課の97校に入っている。

特別支援教育課に関しては、特別支援教育センターをカウントしている。

坂本竜太郎副委員長

今回議案に損害賠償案件もある。人命に影響がなくても、車に少し傷がつくことでも損害賠償が発生する。今定例会ではブロック塀が話題になっているが、教育長から話があったように進めてもらいたい。せっかく文部科学省の通達より先んじていろいろと動いているので、実際の対応も迅速に願う。それから斎藤委員から話があったように、今すぐ地震が起きたときにどうするかである。生徒に対する注意喚起だが、近隣の方との関係について、地元自治体あるいは道路管理者との連携も含めてしっかりと対応願う。

紺野長人委員

県庁にいるとなかなか実感できないが、きのうの現地調査は物すごい暑さだった。教室は40℃近いと聞いた。学習環境として文部科学省が示している教室の温度はどうなっているか。一方で労働安全衛生法上の話だが、教員にしてみれば労働環境となる。その場合の教室の温度の基準があれば聞く。また、文部科学省が示している基準もしくは労働安全衛生法上の基準等について、努力義務だったり、遵守義務だったりと思うので、そのあたりの見解を聞く。

健康教育課長

教室等の環境に係る学校環境衛生基準では17℃以上、28℃以下であることが望ましいとの表記となっている。

福利課長

労働安全衛生法に連なる規則で事務所衛生基準規則がある。それによると、10℃以下の場合は暖房する必要がある。そして、エアコンなどの空調施設を持っている場合については、室温が17℃以上、28℃以下になるように努めなければならないという努力義務となっている。

紺野長人委員

事務的な仕事の室温の上限についても労働安全衛生法では規定していると思うが、何℃となっているか。

福利課長

規定では、先ほど述べたとおり28℃以下となる。

紺野長人委員

労働安全衛生法の場合、公的機関においては決して努力義務ではないはずである。法律なので、どちらかというとな遵守義務に近い。

今の教育予算で、これが一遍に改善できるかは現実的には非常に難しいと思うが、やはり労働安全衛生法なので、県としてこれを遵守していく意識があれば、教育委員会としては予算にきちんと組み込まれるように取り組んでいくべきと思う。

神山悦子委員

教育予算の不足に関して幾つか質問する。

クーラーが教室に設置されている高校は何校か。そしてこれを保護者負担としているがこれは改善すべきで、本来であれば教育予算で手当すべきである。健康上努めると教育長は答弁したが、地球温暖化で30℃や40℃に達しているのにそのようなことができるのか。教育庁の職員がそのような環境でも仕事ができるのか。子供にだけ我慢させること自体がおかしい。保護者負担の問題も取り払うべきだし、本当に子供たちの健康、環境、安全を守ってもらいたい。この点でも教育予算の拡充を求めたいが、クーラー設置の考え方を聞く。

高校教育課長

まず、教室にエアコンが設置されている学校数は平成30年3月時点で32校である。今年度、設置予定のふたば未来学園高校を含めると33校になる。委員指摘のとおり、設置についてはいずれもPTAが予算を負担している。

教室への県費でのエアコン設置については、現時点では県で普通教室にエアコンを設置する予定はない。酷暑時である7月下旬からはほぼ8月いっぱい夏休みであり、夏季休業中に、大学受験、就職指導のための課外授業や三者面談等で教室を使う場合には、PTAの要望を受けて、PTAとの合意のもとでエアコンを設置している。

また、小中高は発達段階であり、高校生においては、暑さに負けない体力づくり、それから生徒自身が規則正しい生活を行い、みずから休養及び給水を行う教育も重要と考えている。

神山悦子委員

文部科学省の指導で17℃以上、28℃以下とあるが、それは小中学生のみならず高校生であっても、大人であっても同じではないのか。そのような答弁をせざるを得ないほど教育予算が足りないと思う。そこは本当に真剣に考えなければいけないのではないか。そのような考えであれば大人も我慢しなければならないのではないか。そのような答弁はすべきではないし、どうやったら実現できるかを含めて予算を計画的に求めるなどしなければ、あなた方の役割は果たせないのではないか。

高校教育課長

委員指摘のとおりである。なかなか苦しい答弁との指摘であった。繰り返すようだが、給水のとり方や衣服での温度調節、また、体育の授業や部活動等では定期的に給水時間や休憩時間をとったりして、子供の健康面には十分配慮して進めていきたい。

また、7月1日～9月末の3カ月間、普通高校と工業高校8校で教室の気温の計測を行う。特に工業高校では実習棟等非常に室温が高いので、県北地区では二本松工業高校、郡山地区では郡山北工業高校、会津地区では会津工業高校などの各地区の工業高校中心に教室内の気温を計測する。そういったデータをもとにして、今後の対応について前向きに取り組

んでいく。

神山悦子委員

今の答弁は一步前進だと思うが、工業高校のみならず全ての教室ではかればよいのではないか。文部科学省の指導規則もあるため、科学的に示して財政当局と協議すればよい。全教室の気温計測について検討願う。

施設整備について、先日県立学校などを視察したが床がぼろぼろである。いわき海星高校では、昇降口、玄関の外側のブロックの塊が落ちてくるかもしれないと注意された。2月定例会でも述べたが、私が卒業式と入学式に行った郡山市の県立高校はいずれも体育館の雨漏りがあった。要望はしており、少しずつは配分があるが、予算に限りがあるというのが現場の共通した声である。エアコンもそうだが、高校の施設整備面だけから見ても全く足りない。

各県立高校からの要望を毎年5月までにまとめていると聞いた。それに対して、予算は今幾ら計上されていて、要望を全てかなえたとしたら現予算の何倍必要なのか。

施設財産室長

県立学校の施設の要望状況だが、維持補修の予算について例年6億円強ほど計上しており、要望の総額はその10倍程度である。

神山悦子委員

教育長、10倍の予算が欲しいと担当からあったが、教育予算全体もそうふやしていないと思う。その中で新しい高校をつくったり、または老朽化対策、耐震化対策、生徒のためのいろいろな施策をしている。これが足りないのであれば、財政当局に言うか教育予算をふやすしかない。10倍であれば60億円必要である。要望について全て行うことがベストだが、そうでなくても余りにも桁違いである。こういった中で、子供たちは学力向上などと言われて勉強しなければいけない。教育環境を整えることは教育委員会の責務だし、国としての責務だと思う。この点では予算に余りにも乖離があるが、どうか。

施設財産室長

各学校からの要望については、その内容を確認して優先順位を考慮している。これからも状況をしっかり把握しながら財政当局と調整していく。

神山悦子委員

教育予算全体、施設関連部分も含めて増額を要望する。請願も出されているが、真摯に伝えてもらいたい。来年度の予算編成はことしの秋から始まるが、増額を求めておく。

次は学校給食の関係である。これは何回も質問しているが、前定例会でも指摘したように私も調べてみた。小中学校で、避難地域の震災特例も含めてはいるが、県内59市町村のうち半分強、29市町村は無料や一部無料の助成を行い、学校給食の負担軽減や子育て支援を行っている。特徴的だと思ったのは、最初は小さい金山町から始まっていた。少子化対策も含めた子供たちへの支援といった自治体の考え方もあったと思うが、最近は市もふえてきており、相馬市や喜多方市も助成している。そしてそれぞれの市町村議会にも要望が出されている。

貧困と格差が広がっており、子供たちへの支援が必要であるのと同時に、子供の人口も減っている本県は超少子化、超高齢化となっている。これは他県より進んでおり原発被災県の特徴だと思うが、父母負担の軽減も含めて子育て支援策として、県としてもそろそろ取り組む時期と思う。しかし教育長の答弁はいつも保護者負担としているとのことであり、そこから出ることはない。これは非常に残念である。

文部科学省の給食ハンドブックでは、保護者負担とするのみではなく、首長が判断すれば軽減できると書いてある。どうしてそこに言及しないのか。給食ハンドブックにはどう書いてあるのか。

健康教育課長

市町村立小中学校における給食費は、学校給食法により保護者が負担することとされている。そのハンドブックはいわゆる市町村立学校の給食についてのことであると思う。そのあり方については学校の設置者である市町村が判断するものであり、その部分において、市町村の判断で無償化や半額の補助もできると解釈している。

つけ加えると、いわゆる要保護であったり準要保護及び被災児童生徒に対しては、保護者が負担する給食費への支援が行われているので県教育委員会からの支援は困難と考えている。

神山悦子委員

県教育委員会では子育て支援の観点はないのか。市町村に対して支援をする考え方があるのが当然だと思う。市町村はそういった判断のもとに行っている。市町村が勝手に行っているような言い方は失礼ではないのか。県としても子育て支援を負う義務があるし、応援する立場に立てば当然できる。できないとは誰も言っていないので、そこは検討の余地があると思う。半数の自治体が県内で行っていることを踏まえれば、市町村に補助する形でも大分違うと思うが、どうか。

健康教育課長

給食費については学校給食法による保護者負担が原則となっており、設置者が判断して補助をしていると捉えている。

なお要保護、準要保護、被災児童生徒等の大変な方々については給食費の支援を行っていることから、県教育委員会としては支援が困難と考えている。

神山悦子委員

これもやはり県の教育予算が少ないことによる判断があると思う。ぜひ今後の検討課題にしてもらいたい。教育委員会としても子育て世代を支援し、健康な子供たちを育てていくといった立場に立つべきだと思う。

斎藤健治委員

今の質問に追加だが、県立高校で冷房や暖房を実際に導入するとすればどのぐらいかかるかの試算を出して、このくらいかかるからできないとのことならよいが、最初からやる気がない。PTAに負担してもらおうなどと答えられると困る。教育庁では自分たちが仕事をしている部屋は暖房、冷房がきいている。きのうの暑さは28℃などではなく34~35℃であった。試算もしたことがないのは話にならない。予算化ができるできないではない。

どうしてこのようなことを言うかといえば、少人数学級を取り入れた当時は佐藤栄佐久知事だったが、文部科学省は認めていなかった。県独自でやることとなり議会も知事部局も賛成して何十億円も金を出して始まっている。本県が導入したら文部科学省は追認する形となった。県の教育委員会は、認められるか認められないかではなく子供の教育に必要なことをはっきりやるべきである。それは給食費も同じである。取り入れる取り入れないなどと余計なことを考えないで、全部やれば幾らぐらい予算がかかるがそれでもやると言わないとだめである。これは答弁など要らない。

相馬農業高校飯館校についてである。2月定例会でも質問し、委員会記録もよく読んだが、新聞記事を読んで私は非常に悩んでいる。相馬農業高校飯館校の村立化を村長が断念すると言ったまではよい。ところが財政の懸念が拭えずと書いてあり、その後に誰が言ったかはわからないが、県教育庁の幹部は、何とか県立として存続させたいと意欲を示すと書いてある。

この飯館校はわかりやすく言えば相馬農業高校の分校である。今の南相馬市である原町市、相馬郡鹿島町、小高町など

と飯館村は合併協議会をしていたが99%まとまるところで最後に抜けた。郡山市は12市町村が合併した。全く同じ問題である。合併していれば誰も文句は言わなかった。郡山市に学校は沢山ある。飯館村は1つの自治体となったのでどこか錯覚している部分がある。いわき市は9市町村が合併した。好間や三和に学校があるのか。好間には県立高校があるが小川や川前や三和にはない、そういったところがないからと言って騒いでいるようなものである。

合併さえすれば南相馬市になって問題はなかった。ところがここでは、村立の高校をつくらとといったわかったようなわからないようなことを言っていた。議会の反対が多いから断念すると言ったまでは新聞にあった。ところが県教育庁の幹部は何とか県立として存続させたいと意欲を示すとあった。私は読み間違いかと思って何度も読んだ。これは本当なのか。幹部と言ったら一番前の席の5人ではないのか。誰が言っているのか。この記事ではいかにも県立で残すつもりのように読めるが、どうか。

教育長

その記事については誰も覚えがなく、福島民報社側に抗議をしている。

斎藤健治委員

そういったことはきちんと早目に言わないとひとり歩きする。この記事は自分だけが読んだわけではない。

村長がどれほどやる気でも議会が反対では結果としてできない。飯館村では議員の大多数が反対であると村会議員に聞いている。私は2月定例会の前にも、県はいかにもできるようなことを言って進めるなどと言った。教育長にも、議会が反対と言っているのにどうして県の教育委員会は進めるのかと聞いた。村長が議会と話し合いをした結果、もう予算化はできない、1億8,000万円も年間の運営費がかかり、村の財政からはどうしても出せない、太陽光発電の売電収入は微々たるものであると村長は言った。正確に試算しても、村としてはもう無理だと言って結果は断念した。

先ほど教育長は誰も言っていないと平気で言ったが、なぜ新聞に出たときにそういったことを談話として発表していないのか。議会も心配して何回も聞いている。2月定例会でも同じことを聞いている。今回もずっと引きずっているのではないのか。なぜ誰も言っていないことを堂々と新聞に発表するなりテレビで記者会見するなりしないのか。県立での存続ができると思っているのではないのか。県立での存続を県の幹部が言っているといえどそういった目で見られる。この記事を見てそう思わないのか。それは打ち消さないどこまでも残っていく。

これから県の人口減も進んで、高校の統廃合をせざるを得ないところに来ている。人口とは別にどうしても残す高校もあるかと思うが、それはまた別の話である。市部の学校でも統廃合せざるを得ないところに来ている。ここだけ特別扱いたら、ほかの学校はどうするのか。私の地元の長沼高校は特にそうである。川田議員はその出身ではないが、応援団長だと自負して、入学式も卒業式も彼が行っている。存続させようとも言っている。私は、残念ながら生徒数が減って応募が足りなければ廃校せざるを得ないと地元で言っている。なぜかと言えば長沼は既に須賀川市である。長沼高校に通っているのは長沼の人ばかりではなく、ほとんどが須賀川市の他地域と郡山市から来ている。悔しいがそういったことも起きる。教育委員会では見直しをするとはっきり言っている。90校の県立高校を統廃合せざるを得ない中で、飯館校は県の幹部が県立で存続させると言っていることが変である。

もう一回聞くが、新聞記者にはっきりと存続について教育委員会から言ってもらわないと非常に迷惑である。できると思っていると、できないと言うのでは全然違う。私ははっきりできないと断言せざるを得ない。なぜなら村会議員がつくることには反対と言っているからである。県教育委員会は議会軽視になるのではないのか。県議会でなくとも村議会が反対であれば予算が通るわけではない。どのようなことをしてもできないのである。村長が断念したと言っているのに、村立でなければ県立で考えましょうなどと言うのは変である。村会議員の立場も変になってしまう。断腸の思いで反対せざるを得なくて反対した人もいる。もうほとんど学校に上がる人がいない状態だから言っている。

最後にするが、はっきりと答えてもらいたい。新聞報道があったことに対して、福島民報社には抗議したなどと後ろで

抗議されても困る。この常任委員会ではっきりとそこを明言願う。教育長の考えはどうか。前にいる5人の幹部はどうか。この新聞記事は本当かうそか。

教育長

その記事の県幹部のコメントについては、我々に覚えがないと抗議している。

県立高校の県全体の改革の方向性については、委員指摘のとおりである。

村の意思を尊重していろいろと対応してきたが、村の意思も今回明確になって今に至っていると理解願う。

神山悦子委員

斎藤委員は答弁を求めなかったが、学校給食の無料化の金額としては前に聞いた段階では、県として行うとすれば80億円程度とのことだった。もう一度聞く。

そして、クーラー設置の分である。エアコンと言っても暖房は入っているので、夏のクーラーの分を入れるとしたらどれくらいになるか。試算はしているのか。いつごろ明らかになるのか。

健康教育課長

給食費を県で担うとすれば、委員指摘のとおり80億円程度となる。

神山悦子委員

クーラーの試算はしていないのか。

高校教育課長

クーラー設置の予算については、ことし3月にエアコン設置について各学校に調査した際に、PTAが負担している金額を聞いている。

その回答によれば、年間の学校1校のランニングコストが最も高い学校で990万円、最も少ない学校で130万円である。平均値は1校当たり380万円である。現在PTAに負担を頼んでいる関係上生徒1人当たりの年間の燃料代、リース代等の負担であるが、これも最も金額の高い学校で1人当たり8,300円、最も低い学校で1人当たり3,000円であり、平均すると生徒1人当たり5,700円の負担となる。

神山悦子委員

そうすると、設置費用を別にしてランニングコストだけだと1校当たり380万円掛ける97校の計算となる。

設置費用を合わせた金額を聞く。

高校教育課長

申しわけないが高校教育課の調査には設置費用等の数字がない。リース契約、レンタル契約、買い取りと各学校での対応はさまざまであり、エアコン自体も新品をリースした場合と中古品をリースした場合で金額が異なるので、一概に幾らかかるとは答えかねる。申しわけない。

神山悦子委員

380万円を約100倍すればランニングコストが出る。それに設置費用がプラスされても、県教育委員会としては大した金額ではないと思う。このあたりを当然施設設備に入れて計上すべきと改めて指摘する。県の予算、教育委員会の来年度予

算で検討願う。

教育長の説明で南会津地区の特別支援学校について言及があったが、これはいつももう少し具体的になるのか。また、安達地区の特別支援学校の進捗状況はどうか。

特別支援教育課長

南会津地区の特別支援学校の今後の計画だが、候補地が決定したので、今後学校の基本計画を取りまとめる。その後、実際の設計関係と具体の計画に取り組む。

安達地区の特別支援学校の整備については、5月に1回目の懇談会を開催し、具体的な設置場所や対象とする障がいの種類等について貴重な意見を得た。懇談会は2回を予定しており、7月11日に2回目の懇談会を開催する。そこで意見等を聞き整備に向けてまとめていく。

神山悦子委員

最初の教育長の説明で、この2校について説明があつてしかるべきではないか。これは議会がずっと求めてきたものであり、地区も期待している。進捗状況は当然、今後とも説明に入れてもらいたい。そしてぜひ進めてもらいたい。

我々は政調会でも述べたが、県教育委員会が5月23日に小中学校の教育委員会に対して、総合的な学習の時間の支援について文書を出している。これは自衛隊の福島地方協力本部長からの要請を受けて、南極の氷を使用した総合的な学習の支援に関する文書をそのまま流したとのことである。このことについて我々は教育委員会に慎重な扱いを求めた。残念ながら、そのときは義務教育課長には直接会えなかったが、教育の中立性の立場から見ると、こういった要請があったからといって、これをそのまま各市町村教育委員会に流してよいのかと率直に思うが、どうか。

義務教育課長

南極の氷の活用に関してだが、理科や総合的な学習の時間で、南極の氷を使った教育活動を行ってみたいという学校が使えるように周知した。

神山悦子委員

自衛隊の福島地方協力本部長の名前で、5月17日に教育庁の義務教育課長宛てで要請が来ている。教育長宛てではなく課長宛てで直接来ている。

これは毎年のことなのか。

義務教育課長

今年度初めてである。

神山悦子委員

国会でも教育への介入の問題がいろいろ出ているが、これは余りにも安易だったのではないか。南極の氷と言うが、これは自衛隊の南極観測船の氷を使う。今自衛隊がどういったものになっているのかは私が言うまでもないが、そもそも、戦後の教育において、今の教育基本法がつくられたのは、戦前の教育の反省の上に立って、軍事的なものも含めて中立性を保つためである。安保法制が改正されて、自衛隊の任務も大分変わっている。だから県の教育委員会としても、そういったことを踏まえた上で慎重に対応すべきだと思う。こういった通知が来たから市町村教育委員会にそのまま流してよいのか。慎重に教育基本法、憲法等にのっとって対応すべきものではないか。今後もあり得る話である。

実はこれは2013年に国会で指摘された問題である。2013年には自衛隊のさまざまな幹部や地方本部の協力隊も含めた

会合が行われていて、これを総合学習に使いたいものは使えるようにしようという相談の後にこのようなものがどんどん出てきている。狙いははっきりしている。

こういったものが県に来た場合には慎重な対応が求められたのではないかと。今後も来ないとも限らないので教育の中立性を保つべきと思うが、どうか。教育長も答弁願う。

義務教育課長

あくまでも、我々としては南極の氷を教材の一つであると認識している。自衛隊云々を学校に知らしめるなどといったことではないと認識をしている。

神山悦子委員

善意に捉えればそうだが、狙いははっきり言っている。私が驚いたのはこの義務教育課長宛ての要請で、自衛隊の福島地方協力本部長の名前で依頼の目的が最初に書いてあるところである。「南極の氷を使用した総合的な学習の時間の支援を実施し、小中学生の健全育成に寄与するとともに」、そこまでは今課長からあったが、その後に「自衛隊に対する理解と認識を深める」とまで書いてある。

単なる総合学習の時間を支援するだけにとどまらず、自衛隊に対する理解と認識を深めるというところまで書いてあって、その上でこのチラシを配布してほしい、ことしの募集期間は6月1～15日と伝えてほしいとの依頼である。目的にきちんと書いてあるのではないかと。私はここが一番重要と思った。だからそこに慎重さが無いと思う。単なる理科の教材として使えばよいとのことでは余りにも慎重さに欠けると思うが、その認識はなかったのか。

義務教育課長

依頼文にあった文言に関しては委員指摘のとおりだが、実際に南極の氷を体験する小中学校を募集するチラシでは、海上自衛隊砕氷船しらせが持ち帰った南極の氷を学校教育に活用しませんかとある。実施内容については3点記載されている。1点目は元しらせ乗組員による説明、2点目は実際に南極の氷に触れる、3点目が、コップに氷を浮かべて溶ける際の気泡がはじける音を聞く。南極の氷には数万年前の空気が閉じ込められている。そういった面で、なかなか子供たちが触れることのできない貴重な教材の一つであり、それを選択するのは各学校との判断で通知した。

神山悦子委員

判断は任せるとの答弁は当然である。しかしこの通知をそのまま流した県教育委員会の態度はとんでもないと思う。実施内容の説明があったが、元しらせ乗組員による説明とあり、それは元海上自衛隊員である。そういった単純なものではないと指摘する。今後もないとは限らない。教育の中立性もあるので指摘する。教育長の考えを聞く。

教育長

委員指摘の件については義務教育課長が何回も説明しているとおおり、純粋に南極の氷を使って子供たちに新たな興味、関心を持って勉強に取り組んでもらえばとの趣旨とされている。

また、委員指摘の自衛隊について理解を得るとの表現だが、その理解については、自衛隊は南極観測も行っているとの意味と我々は捉えている。政治的にいろいろな課題はもちろんあると思うが、そういった意図で解釈して対応してきた。

神山悦子委員

これまではそういった対応をしてきたとのことだが、先ほど述べたように、こういった問題が起きたとき国会で当時の防衛大臣が、総合学習の時間を支援するとの名目で、自衛隊の理解を深めるといった目的での会合があったことも指摘さ

れている。今後はそのようなことがないように、慎重な扱いを望む。教育の中立性を求める。

大場秀樹委員

人口減少、労働力不足が危惧される中、3日前の新聞報道では、全国的にはあるが教員のなり手も少なくなって大変とあった。教員の多忙化とあわせて教育の現場が大変になるとの趣旨の報道もあった。

余りさかのぼる必要はなく10～15年分ほどでよいが、教員採用試験の志願者数の推移と採用者のバランスはどうなっているか。

義務教育課長

今手元に詳細な数字は持っていないが、ここ最近では民間企業を希望する者もおり、志願者は減少傾向である。

大場秀樹委員

その要因の分析はあるか。

義務教育課長

これに関して本県だけの問題か、全国的な問題かとのことで近隣の県にも聞いてみると、やはり本県だけではなく、教育を志願する者が若干少なくなってきている。状況を聞くと、景気の関係などもあるかと思うが、民間企業に流れているのではないかといった話も聞いている。

神山悦子委員

教員多忙化がこれだけ言われている中で、その影響があるとどうしてはっきり言わないのか。本県の教育庁でも教員多忙化は対策を練っている。民間企業に流れる傾向があるといった話ではない。今教員をめぐる状況は誰が見ても大変である。介護職員も足りないし教員も足りない。そういった担い手不足は同じような大変さがあるからだと思う。残業も多く、県内の教職員組合の調べでも、本県は非常に大変な長時間労働になっている。そういったことで、部活の対応の改善を求めているので、もう一度その認識を聞く。

義務教育課長

委員指摘の多忙化の問題も背景にはあるかと思う。我々も多忙化解消アクションプランをつくり、運動部活動指導員やスクールサポートスタッフの配置等いろいろと手を講じている。私も教員だが、やはり憧れの先生がいて、そしてそのような先生になりたいと、教職の道を選ぶ者がたくさんいるのは事実だと思う。だからこの多忙化解消プランにしっかり取り組むことで、教員一人一人が子供たちとしっかりと向き合っ、憧れの先生の後を追う子供たちがふえてくるのが望ましい姿であると思う。

神山悦子委員

そうなる環境を整えてほしいと切に思う。そこはよく受けとめてほしい。

部活の多忙化対策について確認する。中学校の部活の場合は、部活の休日をいつ設けるかなど具体的には市町村任せなのか。県は県立高校だけなのか。部活の多忙化解消をどう進めていくのか。

健康教育課長

県教育委員会では教職員多忙化解消アクションプランにおいて、部活動のあり方の見直しを図るため、中学校において

は平日週1日及び土日いずれか週1日以上、高等学校においては、平日週1日及び土日いずれか月2日以上、中高の共通として、長期休業中、盆期間や年末年始などまとまった休みを設けることを示している。また、部活動の練習時間の上限については中学校が平日2時間、休日3時間、高等学校が平日3時間、休日4時間と示している。これは基準であり、大会等も鑑みた場合に最終的には学校によって、休みのとり方についても柔軟にしてもらわなければならない部分もあるかと思う。ただ基準をしっかりと示して、子供たちの健康面も考えた部活動のあり方、教員の多忙化解消にも通じるあり方として、このような時間と日にちを設定した。

神山悦子委員

基準は確かに示されているが、現状はどの時点で把握するのか。

職員課長

アクションプランはことし4月から開始した。そのアクションプランの取り組みの状況については、6月末を基準に調査を行っており、7月中にはまとまる。その状況を確認しつつ、また、勤務時間についても昨年度から調査しているので、これもあわせて今年度も調査をして、それと比較しながら対策をとっていきたい。

神山悦子委員

まとまったら議会にも公表願う。

紺野長人委員

県立高校では、教員数によって違うと思うが、衛生委員会の設置が義務づけられていると思う。先ほど教室の温度を工業高校と普通高校で調査するとのことだったが、教員の執務環境として教室の室温は大丈夫なのか、健康被害を及ぼす労働時間になっていないかを調べることは本来は衛生委員会の仕事である。そして不適合であれば衛生委員会はきちんと改善命令を出すはずである。その衛生委員会がきちんと機能していないとすると、まずそこをきちんと指導することが教育委員会の役割と思うが、どうか。

福利課長

学校における衛生委員会の開催状況については、労働安全衛生法で職員数が50人以上の学校については衛生委員会を設けることとなっており、50人未満の学校についても執務環境等について職員に意見を聞く場を設けるとの規定であり、各学校でそういった場を設けている。

衛生委員会の活動状況として、産業医などにも参加してもらい教員との意見交換を進めてはいるが、なかなか実効性のある対策を打ち出していないところも確かにある。その部分については、今年度初めての試みであるが外部講師なども呼んで、衛生委員会の有効な活用の仕方の講演会なども開催する予定である。引き続き衛生委員会の充実に努めていく。

西山尚利委員

12月定例会もしくは2月定例会の質問で出会いが大切だと話したことがある。相田みつをの言葉で「そのときの出会いが人生を根底から変えることがある」というのが非常に好きな言葉である。そういった意味では、南極の氷との出会いも人それぞれあると思うが、子供たちにとって恐らく大きな出会いになったのではないかと個人的に思っている。自衛隊については、神山委員ともどもこれから理解を深めていく必要がある。

5月に委員会で学校を調査した。調査の結果、今まで展開してきた持論に間違いがなかったと確信を持った。郡山北工業高校はナノマイクロ世界一奪還に向けて頑張っていた。いわきの福島高専は原発のデブリを取り出すアームの開発をし

ていた。福島高校はスーパーサイエンスハイスクールの指定を受けて15年になるとのことだが、ウナギの開発をしていた。3校で共通していたのは、研究成果を国内外に発信していることである。海外に発信する際には説明書を英文で作り、それを会話するための英会話に書きかえていた。

つまり震災を受けた本県の子供たちが、これから日本や世界に役立てる、貢献していくためには、どうしても今までのことや今行っていることを英語で伝えていかなければならないと確信した。自民党の代表質問でも義務教育課程の英語教育について質問があった。毎回質問しているが、英語教育についてさらに進めてほしい。所見を聞く。

高校教育課長

県立高校の視察及びさまざまな場面で高校を応援してもらい、感謝する。

英語教育については、工業高校、普通高校に限らず、今後就職する際の英語力の向上が求められている。大学入試についても、新たな大学入試制度に伴って、英語力の向上が必須条件となっている。大学入試、キャリア教育等さまざまな動機づけでしっかり取り組み、使える英語力の養成に今後とも取り組んでいく。そのためには英語教員の指導力向上も欠かせないので、今年度、県内の英語教員には、英検準1級以上もしくは同等の資格取得を目指してもらおうといった支援策を講じている。英語のできる教員にできる生徒をしっかりと育ててもらうことに取り組んでいくので、委員には各学校の状況をしっかりと把握してもらい支援願う。